

長寿第 498 号
平成20年6月30日

各介護保険サービス事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部 長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

「運営規程」中の「従業員の職種、員数及び職務の内容」を
変更した場合の取扱いについて

「運営規程」中の「従業員の職種、員数及び職務の内容」を変更した場合、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条、第82条、第89条、第99条、第111条及び第115条の5並びに介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項、第133条第1項、第135条、第137条、第140条及び第140条の19第1項の規定により、変更後10日以内に届出が必要になりますが、本県においては、平成13年3月22日付け、長寿第1776号(以下「定時報告通知」という。)により、毎年度1回、定時に岡山県知事に届出すればよいこととしていたところですが、平成20年7月1日をもって、定時報告通知を廃止することとしたので通知します。

これに伴い、平成20年7月1日以降は、「運営規程」中の「従業員の職種、員数及び職務の内容」のみの変更であっても、変更後10日以内に届出が必要となります。

なお、従来、「従業員の員数」については、具体的な員数を定めることとしていましたが、事業者の事務負担の軽減を図るため、今後は、その都度変動が見込まれる職種などの場合、具体的な員数ではなく、「〇〇人以上」という形の定め方でも差し支えないこととします。この場合でも、各々のサービスの種類毎に定められた人員基準を満たす必要があることは従来どおりです。

また、「運営規程」中の「従業員の職種、員数及び職務の内容」を変更した場合の届出について、次のとおり、整理したので参考としてください。

記

- 「運営規程」中の「従業員の職種、員数及び職務の内容」を変更した場合の届出
 - 1 届出の事項に変更があったときは、10日以内に、事業所の所在地を管轄する県民局に届け出ること。
 - 2 この取り扱いは、平成20年7月1日から適用すること。
 - 3 平成20年7月1日から平成20年7月21日までの間に変更した事業所にあつては、平成20年7月31日までに届け出ること。
 - 4 届出する場合の書類（各1部）
 - イ 変更届出書（様式第3号）
 - ロ 付表（各サービス毎の様式を使用）
 - ハ 運営規程（変更後のみ）
- 上記により、定時報告は今年度の報告をもって終了となりますので、申し添えます。